

## 喜多方観光物産協会 会員の入会及び退会に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、喜多方観光物産協会（以下「本会」という。）規約第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会手続き)

第2条 本会の会員になろうとする個人、法人並びに団体は、入会申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、本会に提出しなければならない。

ただし、会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 個人 住民票又は個人の身分を証明できるもの
- (2) 法人・団体 定款又は定款登記事項証明書若しくは法人・団体の概要を証明できるもの

2 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること
- (2) 提出された入会申込書等から、本会会員としてふさわしいと認められる個人、法人並びに団体であること

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、これを入会申込者に通知する。

### (退会)

第3条 会員は、退会届(様式第2号)を提出して、任意に退会することができる。

### (再入会)

第4条 前条により退会した者又は規約第10条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書を提出するものとする。

2 前項の再入会の申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを入会申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

### (会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第5条 入会者は会員名簿に登録し、登録内容に変更が生じた場合は遅滞なく更新するものとする。

- 2 会員資格を喪失した者については、会員名簿から抹消する。
- 3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

## 喜多方観光物産協会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、喜多方観光物産協会（以下「本会」という。）規約第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類及び金額)

第2条 会費の年額は、会員の種別に応じて次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員は、年額1口2,000円を基準とし、正会員の種別により次のとおりとする。

① 個人会員

- ・ 喜多方市内に住所又は事業所を有する個人 3口以上
- ・ 喜多方市外に住所又は事業所を有する個人 5口以上

② 法人会員

- ・ 喜多方市内に住所又は事業所を有する法人 5口以上
- ・ 喜多方市外に住所又は事業所を有する法人 10口以上

③ 団体会員 5口以上

(2) 賛助会員は、一律1口2,000円以上とする。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入方法)

第4条 会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年6月末日（休日の場合は翌日）に届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

(2) 振込納付

毎年6月に会員宛に送付する振込依頼書により、金融機関からの振込みにより納付する。

(3) 持参

事務局へ直接持参により納付する。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会月が4月から10月までの場合は年額の全額とし、11月から翌年3月までの場合は会費の徴収はしない。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

様式第1号

## 喜多方観光物産協会 入会申込書

喜多方観光物産協会会長 様

平成 年 月 日

喜多方観光物産協会の目的に賛同し、別紙確約書の内容を遵守することに同意の上、  
会員として入会を申し込みます。

氏名又は名称 ※ 法人・事業者・団体の場合は名称	(フリガナ)
代表者名 ※ 法人・事業者・団体の場合	(フリガナ)
担当者名 ※ 法人・団体の場合	(フリガナ)
住所又は所在 ※ 法人・事業所の場合は所在地	〒
業 種	
組織形態	① 個人 ② 法人(株式会社、有限会社等) ③ 団体
電話番号	
FAX番号	
E-Mail	
会員区分 ※ 正会員又は賛助会員を選択し、○を付けてください。	① 正会員 (年額1口2,000円を基準) 市内:個人(3口以上) 法人・団体(5口以上) 市外:個人(5口以上) 法人(10口以上) ② 賛助会員 一律1口2,000円以上
会員口数	( )口 円
情報提供等の要否 ※ 要望する項目を選択し、○を付けてください。	① 総会資料 ② イベントやセミナーの開催情報の提供 ③ チラシ等への掲載案内 ④ 物産展等への出店案内 ⑤ 商品開発に関する案内 ⑥ すべて不要

注) 正会員:本会の目的に賛同して入会した個人、法人並びに団体  
賛助会員:本会の事業を賛助するために入会した個人、法人並びに団体

別 紙

## 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書

喜多方観光物産協会会長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて喜多方観光物産協会の信用を毀損し、または喜多方観光物産協会の業務を妨害する行為
  
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は喜多方観光物産協会から請求があり次第、喜多方観光物産協会に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
  
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。